

名張市災害弔慰金等支給審査委員会の設置について

1. 設置の趣旨及び背景

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、暴風、豪雨等の災害により死亡した市民の遺族に対して支給する災害弔慰金及び同様に災害により同法に規定する障害がある場合に支給する災害障害見舞金については、災害を直接の原因とした場合だけでなく、災害に起因した生活環境の悪化など、災害との因果関係があると市町村が認定した場合にも支給の対象とされています。

今回、同法において努力義務とされている災害弔慰金及び災害障害見舞金を調査審議するための審議会その他の合議制の機関について、本市では現在設置していないことから、当該機関として名張市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」といいます。）を設置しようとするものです。

2. 委員会の概要

（1）委員数 5人以内

ア. 医師

イ. 弁護士

ウ. その他市長が適当と認める者

（2）任期 2年

（3）報酬 日額7,000円（審査1件につき、2,000円を加算します。）

（4）委員会の役割 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給について、いわゆる災害関連死など自然災害による死亡又は障害であるか否かの判断が困難な場合に、その因果関係について、専門的見地から審査を行います。

3. その他

委員会を設置するため、3月定例議会において、災害弔慰金の支給等に関する条例及び委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行います。